

令和5年度
生徒指導規程



友あり

声あり

意気あり

廿日市市立大野東中学校

第1章 総則

本規程は、廿日市市立大野東中学校（以下「本校」とする）で教育を受ける生徒の人格の完成を目指し、すべての生徒が安心・安全な学校生活を送り、健やかな成長を図るために定める。また、義務教育修了までの見通しをもった指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

〔目的〕

第1条 本校における生徒指導は、学校教育目標を達成するためのものであり、生徒の自己指導能力を育成するものである。また、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送ることを目的とし、この規程に必要な事項を定める。

第2章 学校生活に関すること

〔登下校〕

第2条 自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とし、社会の一員として交通安全のルールを守って登下校できるよう、次のことを指導する。

- (1) 通学は原則徒歩とする。できるだけ開けた道を通り、交通法規を守るとともに安全に注意する。
- (2) 自宅や学校を出る前に身だしなみを確認し、正しい容儀で通学する。
- (3) 登下校の際は学校指定のリュックを使用する。荷物が多い場合は、学校指定のサブバッグを使用する。
- (4) 飲食をしたり、機器を使用して音楽を聴いたりしながらの登下校は不可とする。ただし、持参した水分を適切に補給することは可とする。
- (5) 寄り道をせずに登下校する。登下校中の飲食及び物品等の購入は不可とする。
- (6) 生徒玄関は7時45分に開扉する。8時15分までに教室に入り、荷物の整理整頓後、着席をして朝読書等を開始する。日課の開始時刻は8時20分とする。
- (7) 下校時刻は原則16時45分とする。部活動に参加する生徒は、以下の完全下校時刻までに校外へ出て、下校する。完全下校時刻は、原則次の通りとする。

【 期 間 】	【 完全下校時刻 】
3月1日 ～ 9月30日	18時00分
10月1日 ～ 文化祭	17時30分
文化祭終了後 ～ 12月31日	17時00分
1月1日 ～ 1月31日	17時15分
2月1日 ～ 2月末日	17時30分

部活動の大会等の2週間前より、顧問の判断により活動時間を30分延長することがある。

〔日課・遅刻・欠席・早退・外出〕

第3条 日課・遅刻・欠席・早退・外出については、次のように定め、望ましい生活習慣をつくるため、次のことを指導する。

- (1) 8時20分の時点で入室できなかった場合は、遅刻扱いとし、職員室に遅刻届を取りに行く。遅刻届を担当又は授業担任へ提出することで登校とする。
- (2) 欠席・遅刻・早退・外出が分かっている場合は、事前に保護者が学校へ連絡する。学校の電話対応は、原則平日の7時45分～18時00分とする。メールでの連絡もできる。
- (3) 日課の開始時刻から下校時刻までの間は、原則校外に出ることができない。

〔服装〕

第4条 服装については、本校生徒としての自覚をもち、望ましい学校生活を送ることができるよう、次の正しい着こなしを指導する。

- (1) 学校生活及び登下校時は、本校指定の制服を正しく着用する。
 - 上衣 【冬服】 本校指定のブレザー、白カッターシャツ又は白丸襟ブラウス（準ずるものも可）
 - ・カッターシャツにはネクタイ、ブラウスにはリボンを着用する。
 - 【夏服】 本校指定白開襟シャツ・白丸襟ブラウス（準ずるものも可）又は本校指定の白ポロシャツ
 - 下衣 【冬夏】 本校指定のスラックス又はジャンパースカート
 - ・スラックスは、本校指定のベルト（準ずるものも可）を着用する。
 - ・ジャンパースカートは、付属のベルトを着用する。

- (2) 着こなしについては、完全冬服・完全夏服・カッターシャツ又はブラウスが最上衣となる（ネクタイ又はリボンを着用）着こなしから選択する。ただし、式や行事等については統一した着こなしを指定する。
- (3) 靴下は、白・紺・黒色で無地とし、くるぶしが隠れる長さを着用する。ただし、学校生活に不適切な丈（ルーズソックス等）やデザインは不可とする。
- (4) 通学靴は白色の運動靴を着用する。色付きのラインや柄、色付きの紐、色付きの靴裏、ハイカット、金具付きのものなどは不可とする。
- (5) 校舎内は本校指定の上靴を使用し、体育館は本校指定の体育館シューズを使用する。
- (6) 体育の授業時は、学校指定の体操服、ジャージを着用する。

〔身だしなみ〕

第5条 身だしなみについては、本校生徒としての自覚を持ち、望ましい学校生活を送ることができるよう、次のことを指導する。

- (1) 冬服着用時はネクタイ又はリボンを常時着用すること。
- (2) カッターシャツ及びポロシャツはきちんと下衣の内側に入れ、ベルトが見える状態にする。
- (3) スラックスの丈は、裾が地面に触れない長さとし、ずらさずに着用する。
- (4) スカートの丈は、膝（膝蓋骨）が隠れる長さとし、下限は膝下 10cm までとする。
- (5) 防寒のため、ブレザーの下に本校指定のセーターやカーディガン、ベストを着用してもよい。また、それに準ずる型（Vネック）で、無地、「黒、紺、灰」色のものを代用してもよい。ただし、ブレザーからはみ出すような丈や袖のものは不可とする。
- (6) 原則セーターやカーディガン、ベストが最上衣となる着方は不可とする。暑い場合はセーター等を脱いで、ブレザーを着用すること。ただし、授業中においては教員の指示によりその限りではない。
- (7) 防寒のため、手袋、マフラー、ネックウォーマーを着用してもよい。ただし、黒・白・紺・灰色を基調とした華美でないものとする。ただし、学校生活に不適切な丈やデザインは不可とする。また、校内での着用は認めない。
- (8) 防寒のため、黒・肌色で無地のタイツ（腰からつま先までを覆うもの）又はスパッツ（腰からくるぶしままでを覆うもの）を着用してもよい。また、基本的には靴下（第4条（3）に定める）を着用するが、黒色のタイツを着用しているときは靴下を履かなくてもよい。ただし、体育の授業等で体操服に着替える場合は、長ズボン着用時のみタイツ又はスパッツの着用ができる。ハーフパンツ着用時は不可とするため、靴下を履くこと。
- (10) 休日の部活動については、部活動の練習着で登下校することができる。
- (11) スラックスやスカートの下に、ジャージを着用することは不可とする（ハーフパンツは可）。
- (12) 清潔保持のためインナーシャツを着用すること。ただし、カッターシャツ又はブラウスから見えない単色のものとする。
- (13) 口紅（色や匂いが付いているリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧は不可とする。
- (14) マニキュア、ペディキュア、トップコート等の爪や体への装飾及び加工は不可とする。
- (15) まゆ毛の剃り落としや加工、まつ毛の加工は不可とする。アイプチ、アイテープ等の目の加工も不可とする。
- (16) カラーコンタクト、ネックレス、ピアス、ブレスレット、ミサンガ等の装飾具着用は不可とする。

〔所持品〕

第6条 所持品については、安心・安全な学校生活を送り、学習活動に集中できるよう、次のことを指導する。

- (1) 所持品は、必ず記名し、自分の持ち物であることがわかるようにする。
- (2) 生徒証明証は、本校在学の身分証明として携帯する。
- (3) 不必要なお金や貴重品を持って来ることは不可とする。
- (4) 本校・本市では、学校への携帯電話（スマートフォン等）持ち込みを原則禁止とする。
- (5) 危険物（ハサミやカッターナイフ等の刃物を含む）、音楽機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子、装飾品、その他学習活動に必要でない物を持って来ることは不可とする。
- (6) 日焼け止めクリーム、制汗剤、制汗シート、リップクリーム、ハンドクリームは無色・無臭のものであれば持参し、使用することができる。ただし、使用状況が適切でない場合は制限又は不可とする場合がある。（※香水やコロンの香料は不可）
- (7) 通学用リュックサックへの落書きや装飾は不可とする。ただし、目印として華美でないキーホルダー（こぶしより小さいもの）を1つだけ付けてもよい。
- (8) 防寒具として、使い捨てカイロを持参することができる。ただし、校内廃棄をするなど、使用状況が適切でない場合は制限又は不可とする場合がある。

- (9) 飲み物については、お茶又は水を原則水筒に入れて持参することができる。ペットボトルを使用する場合はペットボトルホルダーやタオルを巻くなど、しずくが落ちないように工夫し、校内廃棄をしないことで持参を許可する。また、休日の部活動や大会、体育祭の練習期間や当日など、長時間にわたる活動がある場合は、熱中症を予防するため、スポーツドリンクを持参することができる。
- (10) 熱中症対策として、学校指定の帽子(水色)又は白を基調とした帽子を着用してもよい。休日における部活動においては、部活動で使用を認められている帽子を着用することができる。また、華美でない日傘の使用を許可する。不適切な使用用途となる場合は制限又は不可とする場合がある。
- (11) 感染症・花粉症・風邪等の予防のため、マスクを着用することができる。原則、大きな文字やイラスト等の華美なマスクは不可とする。

〔頭髪〕

第7条 頭髪については、学習や運動を行う際にふさわしい髪型であるよう、次のことを指導する。

- (1) 前髪(前傾姿勢時、前に垂れる髪は前髪と判断)は、目にかからない長さにするか、ヘアピン(黒又は紺色のアメピン又はパッチンピン)で髪を留めること。
- (2) 後ろ髪は襟下を超えない長さにするか、ゴム紐で結ぶこと。ゴム紐は、黒、紺、茶色の単色で装飾のないものとする。また、耳より下で、背面側に1つ又は2つに結ぶこと。
- (3) 学校生活にふさわしくない髪型加工(巻き髪等)は不可とする。また、整髪剤等を使用した不自然に髪を固める髪型も不可とする。
- (4) パーマ、脱色、染色をした髪型や、髪の長さに極端な差がある不自然な髪型は不可とする。

第3章 校外での生活に関すること

〔非行犯罪防止〕

第8条 社会人としてのマナーを培い、法令・法規を遵守し、秩序ある安全な生活を送ることができるよう、次のことを指導する。

- (1) 外出の際は、行き先や帰宅時間を保護者に伝えてから外出する。
- (2) 責任ある引率者(大人)の同伴なく、飲食店、遊泳場、娯楽施設(ゲームセンター、映画、カラオケなど)等に行かない。また、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はできない。
- (3) 夜間外出や危険を伴う場所への出入りはしない。理由なく、生徒のみで日没後に外出することは控える。また、保護者の許可なく花火大会や祭り等に行かない。
- (4) 交通規則を守り、事故に遭わないように十分注意する。また、自転車の2人乗りや危険な乗り方をしない。
- (5) 生徒同士での外泊は不可とする。
- (6) 中学生の本分は勉学等であることから、アルバイトは原則禁止とする。

〔情報通信機器の利用〕

第9条 情報社会で適切に活動するための考え方や態度を身に付け、自他の個人情報や人権を損なわずに、安全に利用できるよう、次のことを指導する。

- (1) 情報通信機器(パソコン、タブレット、ゲーム機器、スマートフォン等)の取り扱いに関しては、保護者が責任を負うものとする。保護者は、使用時間の制限、保管方法の工夫、フィルタリング等の安全管理に努め、子どもの利用状況を把握する。生徒は、家庭でのルールを守り、適切に利用すること。
- (2) SNS等(メール、個人のホームページ等を含む)で誹謗・中傷となる書き込みをしてはいけない。また、個人のやり取りであっても、無責任な発言や悪口を書き込むことをしてはいけない。
- (3) SNS等の使用に際して、不用意に画像や動画、個人が特定されるような情報などを投稿・公開することは、個人情報の流出や人権侵害につながることから、危険性を十分に理解して使用すること。
- (4) 学校から貸し出しているChromebookは、学習活動に使うことが目的である。学習活動に関わること以外の使用をしてはいけない。家庭での取り扱いに関しては、保護者が責任を負うものとする。

第4章 特別な指導に関すること

〔特別な指導の目的〕

第10条 「社会で許されないことは、学校においても許されないこと」を基準として、生徒が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行できるよう、次のことを指導する。

〔特別な指導の内容〕

第11条 特別な指導の内容は、次の通りとする。指導にあたっては、ねらいや期間、指導計画等を当該生徒及び保護者に周知して指導する。

(1) 説諭及び反省指導

- ・本人に対して、事実確認及び説諭を行う。
- ・問題行動を振り返り、今後に向けて考えるための宣誓文を作成する。
- ・学校から保護者に連絡し、指導内容の報告をするとともに、家庭での協力を得る。

(2) 三者面談指導

- ・本人及び保護者に対して、担任、学年主任、生徒指導主事、管理職等による面談、指導を行う。
- ・学校と保護者が一定期間密に連携し、当該生徒の情報共有及び指導内容の共有を図る。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーや関係機関と連携する。

(3) 経過観察指導

- ・一定期間行動観察を行う。経過観察の期間については、発達段階や生徒の反省状況等を考慮して決定する。ただし、改善がみられないとき等は期間を延長する場合がある。
- ・通常の授業に参加させながら、教科担任が観察及び評価を行い、必要に応じて指導する。
- ・必要に応じて、スクールカウンセラーとの面談を実施する。

(4) 別室反省指導

- ・別室反省指導は、発達段階や常習性、生徒の反省状況等を考慮して決定する。
- ・自分自身を見つめる時間をつくるため、他の生徒と異なる場所で反省や学習、奉仕活動等を行う。
- ・別室反省指導期間内に生徒の心理的な発達を援助するためにスクールカウンセラーとの面談を実施する。ただし、別室反省指導期間内にスクールカウンセラーの来校日が設定されていない場合は後日実施する。
- ・別室反省指導期間内に担任や学年主任、当該学年や生徒指導部の教員等による面談を実施する。
- ・学習と生活の基礎・基本を見直させることを重点とし、一日の活動計画を立てて活動することで、自ら考え、行動し、その結果に責任をもつ力を身に付けさせる。
- ・別室反省指導期間内に実施される試験等については、別室で受験させる。
- ・別室反省指導を終えるまで学校行事や部活動へは、原則として参加できないものとする。ただし、その行事に参加することで教育的な効果が期待できると判断した場合は、その限りではない。
- ・最終日に管理職による面談を行い、別室反省の評価報告及び当該生徒の反省・決意を表明する。改善がみられ、反省が十分だと判断された場合に別室反省指導を終了する。ただし、内容が不十分であったときは、期間を延長する場合がある。

(5) 出席停止

- ・性行不良であって、他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒があるときには、廿日市市教育委員会の権限と責任において、その保護者に対して、一定期間、生徒の出席停止を命じることがある。

(対象となる主な事柄)

他の生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為の繰り返し。

職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為の繰り返し。

施設又は設備を損壊する行為の繰り返し。

授業その他の教育活動の実施を妨げる行為の繰り返し。

〔特別な指導の対象となる問題行動・指導段階〕

第12条 特別な指導の対象となる問題行動は、次の通り段階的に指導する。指導にあたっては、当該生徒の発達段階や特性、常習性や犯罪性等を考慮して指導する。

指導段階	指導対象となる主な事柄	指導内容と方法
第1段階	<p>【本規程に対する違反】</p> <p>①不要物（飲食を含む）</p> <p>②容儀違反</p> <p>③通学違反</p> <p>④けんか</p> <p>⑤授業エスケープ</p> <p>⑥不正行為（カンニング等）</p> <p>⑦授業妨害</p> <p>⑧その他、マナー違反</p>	<p>【第11条（1）説諭及び反省指導】</p> <p>①生徒指導主事及び学年主任への報告 →生徒指導主事は管理職に報告 →学年主任は学年教員へ伝達</p> <p>②事実確認 →学年教員、生徒指導主事、管理職で協議</p> <p>③説諭・反省文の記述 →指導内容を生徒指導主事及び管理職に報告</p> <p>④謝罪指導（必要と判断した場合）</p> <p>⑤保護者連携（担任又は学年教員）</p>
第2段階	<p>【本規程に対する違反】</p> <p>①第1段階の指導で改善できない場合</p> <p>②不要物（危険物・携帯電話等）</p> <p>③指導無視・暴言</p> <p>④誹謗中傷行為</p> <p>⑤いじめや暴力につながる行為</p> <p>⑥交通違反・危険な行為</p> <p>⑦家出・夜間徘徊</p> <p>⑧ネットトラブル（SNS等）</p> <p>⑨重大な容儀違反（髪染、ピアス等）</p> <p>⑩金銭の貸し借り</p> <p>⑪その他、ルール違反</p>	<p>※①～⑤の指導内容を踏まえる。</p> <p>【第11条（2）三者面談指導】</p> <p>⑥三者面談指導（本人、保護者、教員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問題行動の事実説明 ・本人の反省と決意表明 ・今後に向けての懇談 <p>→面談内容を生徒指導主事に報告 →生徒指導主事は管理職に報告</p> <p>【第11条（3）経過観察指導】</p> <p>⑦経過観察指導（必要と判断した場合） →指導期間中は、担任が定期的に保護者と連携</p>
第3段階	<p>【触法行為】</p> <p>①飲酒・喫煙</p> <p>②暴力・威圧・強要行為</p> <p>③建造物・器物損壊</p> <p>④窃盗・万引き</p> <p>⑤専有離脱物横領</p> <p>⑥いじめ</p> <p>⑦その他、法規・法令に違反する行為</p> <p>【本規程に対する違反】</p> <p>①第2段階の指導で改善できない場合</p> <p>②第2段階の中で重大なもの</p> <p>③不健全娯楽・不純異性交遊等</p> <p>④その他、重大な違反</p>	<p>※①～⑥の指導内容を踏まえる。</p> <p>【第11条（4）別室反省指導】</p> <p>→生徒指導主事は警察等の関係機関と連携</p> <p>⑧別室反省指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な反省期間を設け、振り返り、面談、学習、奉仕活動等を実施 <p>→生徒指導主事は記録・計画表を作成 →学年教員は指導体制を整える</p> <p>⑨スクールカウンセラーとの面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導期間内にスクールカウンセラー来校日が設定されていない場合は後日実施 <p>【警察連携・指導】</p> <p>【関係機関との連携】</p>
第4段階	<p>【緊急対応事案】</p> <p>①危険物所持及び使用</p> <p>②暴行、傷害、重大な暴力行為</p> <p>③薬物乱用又は所持</p> <p>④その他、重大な過失や犯罪等</p>	<p>【警察連携・指導】</p> <p>【関係機関との連携】</p> <p>【第13条（5）出席停止】 （必要と判断した場合）</p>

○複数名が関係しており、謝罪等が必要な場合は、教員が立会いのもと場を設定する。

○指導対象に示されていない問題行動に関しても、教育上指導を必要があると判断した場合、校長の判断により上記の指導段階に照らし合わせて指導する。

○校外での不適切行為（SNSや危険行為等）については、学校での指導は実施するが、責任は保護者が負うものとする。

第5章 その他

〔規程の周知〕

第13条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，PTA総会，懇談会等で直接説明するとともに，本校ホームページにおいても公開する。

〔附則〕

第14条 この規程は，平成23年6月1日より施行する。

平成24年4月1日より改正施行する。

平成25年4月1日より改正施行する。

平成26年4月1日より改正施行する。

平成27年4月1日より改正施行する。

平成28年4月1日より改正施行する。

平成29年4月1日より改正施行する。

平成30年4月1日より改正施行する。

平成31年4月1日より改正施行する。

令和 2年4月1日より改正施行する。

令和 3年4月1日より改正施行する。

令和 4年4月1日より改正施行する。

令和 5年4月1日より改正施行する。